

證文、任當知行之旨、爲直務彌可令全領知給之由、所被仰下也。仍執達如件。

永祿十二年十月七日

散位 在判  
(諏訪俊徳)  
左兵衛尉 在判

當御門跡雜掌

永祿十三年

庚午

元龜元年

四月廿三日 紀元二二三〇  
改元

三月二十日。正親町天皇、足利義昭をして、二條晴良が勸修寺晴右家領河北郡井家莊を押領するに依り、之を晴右に還付せしめ給ふ。

【言繼卿記】

一五〇八

たびくおほせ出され候くわんしゆ寺ちぎやうぶんのいゑのしやうの事、まぎれあきたうちぎやうにて候を、  
(二條晴良)  
二でう殿申とられ候事、いはれあき事にて候ほどに、たうちぎやうのむねにまかせられ、おほせつけられ候やうに、よくく申され候べく候。御代々の御はんの物、御

下ぢすつう、りうんまちがひなき事にて候まゝ、このうへにても二でう殿申されぶん候はゞ、御きうめいとげられ候べく候。このちぎやうとかく候へば、ほうこうかなひがたきよしなげき申され候まゝ、このよし御心え候て、むろまちどのへよくく申され候べく候よし、心え候て申とて候かして。

永祿十三 山しなの大納言どのへ  
仰 三廿

【言繼卿記】

一五〇九

元龜元年十一月六日裏文書

別而御取合萬事頼存候。參申入存候へ共、一圓無正射相煩候間、乍恐以一札申入候。奉頼存計候。益加養性、  
(生)  
參可得御意候。

此間者御疎遠存候。尤以參可得御意候へ共、此間以外相煩候間、先令啓候。仍先日乍恐申入候。拙者知行加州之儀、貴殿被仰出候間、於御參一段可畏入存候。御申次之事、明日於殿中可相待之由候。飯川山城・攝津守兩人

に申合候。近比御六ヶ敷候はんに、申事憚多候へ共頼存候。目出度知行無別儀候て、鈴可致持參候。自此方時分御左右可申入候。

(上巻)  
山科 殿

晴 右

六月十二日。畠山義胤、僧中將に、羽咋郡堀松吉田の内を扶持す。

【石動山福智院文書】

一五一〇

就相立用、堀松吉田之内三千疋宛行候。相殘所、爲公用可致進納候。但手前三千疋之分、諸役皆免申付者也。

永祿拾三年六月十二日

中 將

義 胤 在判

(中將は天平寺内福智院の僧なるべし。)

六月廿七日。織田信長、前田利家に、その近江小谷に淺井長政と戦へる際に於ける功を賞す。

【村井重頼覺書】

一五一一

今度は淺井と取合の時、柴田しゆり先手申付、のき口の

時、其方便に遣候へば、今に不初ひるゐなき鐘をつき、其故かるく引取候儀、てがらの段可申様もなく候。殊其方家來村井又兵衛をはじめ、二三人手がらいたし候由、しゆりも申きかせ候。満足申候。其方少手をおひ申候儀、やうじやう專一に候。右之通ゆへ自筆にて申候事に候。猶以面可申渡候。恐々も。

(元龜元年六月十七日)

信 長

前田又左衛門殿

(小谷城の戦は六月廿一日に在り。然らばこの文書寫に十七とするものは廿七日なるべし。)

九月廿七日。大塚連家、鳳至郡岩藏寺に燈明錢を寄進す。

【石倉比古神社文書】

一五二二

奉寄進岩倉寺御燈明錢之事

合參百文者  
但此代ニ米五斗入  
壹俵、升は町野之  
うりか也

右彼永錢者、久喜屋村之百姓彦九郎・次郎左衛門、此兩人